

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
に基づく平成 22 年度取組状況報告書

札幌市子どもの権利総合推進本部

I 平成 22 年度の取組状況について（総括）	1
II 主な取組状況	2
1 広報普及活動	2
(1) パンフレット、ポスター	2
(2) ニュースレター	2
(3) 普及啓発事業	3
(4) 出前講座等	3
(5) その他	3
2 学校教育における理解促進に向けた取組	3
(1) 教員研修の実施	3
(2) 公開授業の実施	4
(3) 研究協議会による研究の実施	6
(4) 広報活動	6
3 子どもの参加等の取組の推進	7
(1) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	7
(2) 子どもの参加の充実と支援	8
(3) 子どもの意見を反映した施設づくり（児童会館・ミニ児童会館子ども運営委員会）	9
4 権利の保障の仕組みづくり	9
(1) 子どもの権利委員会の運営	9
(2) 子どもの権利に関する推進計画の策定	10
5 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況	12
III 今後の取組の方向性について（「子どもの権利に関する推進計画」に基づく主な取組）	13
1 基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」	13
2 基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」	13
3 基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」	14
4 基本目標 4「子どもの権利を大切にする意識の向上」	14

I 平成 22 年度の取組状況について（総括）

平成 21 年 4 月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という。）」に基づく、子どもの権利の理解促進・普及に向けた取組としては、条例の周知をはじめ、「さっぽろ子どもの権利の日」関連事業等の普及啓発、さらには、庁内や地域における子どもの参加等、権利の理念に基づく実践活動の普及を進めてきた。特に、子どもに対する理解促進については、教育委員会と連携しながら広報普及活動を実施したほか、教育委員会においても、学校の教育課程に子どもの権利の理念を生かすため、教職員に対する研修、教材の研究開発、普及等に積極的に取り組んできた。

権利条例の施行と同時に開設した「子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」の平成 22 年度の相談件数は、実数 1,171 件（前年度比 8.4% 減）、延べ 3,788 件（前年度比 6.1% 増）、公的第三者として関係者への調整活動を実施した件数が実数で 42 件、さらに申立てに至った件数は 1 件という実績であった。相談の実数がやや減少した中で延べ数が増えたことは、一つの相談に丁寧に対応したことの表れとも考えられ、また、調整活動についても、相談段階から積極的に関わることで、深刻な事態に至る前に問題の改善が図られる事例が見受けられることから、救済機関としての一定の役割を果たしているものと考える。また、学校教育においても、教育委員会における各学校に対する日常的な指導や状況の把握の中で、権利条例を直接の原因とした権利の濫用等は見受けられず、子どもの権利に関するモデル授業などの取組を着実に進めているところである。

このような中で、札幌市が実施している「事業の効果に関する市民意識調査」において、「札幌市の子育て環境で子どもの権利を尊重する体制が整っているか」との問い合わせに対し、『思う（「そう思う 6.5%」と「まあそう思う 37.4%」の合計）』と回答した割合が、昨年度の 41.0% を上回る 43.9% となっており、子どもの権利の理念が市民に対し浸透してきていることがうかがえる結果となっている。

また、平成 22 年 12 月には、権利条例に基づく附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」からの答申を受けて作成した「札幌市子どもの権利に関する推進計画（以下「計画」という。）」の素案を公表し、市民からの意見に基づく修正を経て、平成 23 年 3 月に計画を策定したところである。

計画では、基本理念に「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を掲げ、行政はもちろん、家庭や地域が一体となり、社会全体で子どもを育んでいくことを、子どもの参加や居場所づくりなどの視点から具体的に示している。

今後は、権利条例の理念の実現に向け、この計画に掲げる取組を着実に実行するとともに、適切な評価・検証を行っていくことが必要である。

II 主な取組状況

1 広報普及活動

(1) パンフレット、ポスター

条例パンフレット及び救済機関リーフレット等を各学校、関係施設や地域関係者等に配布し、広報等を行った。

区分	種類	配布時期	配布部数	主な配布先、その他
条例	パンフレット (小学生向け)	4月	21,000部	小学校を通じ、新小学4年生全員に配布 ◎作成過程で学校教員、子どもの意見を反映
	パンフレット (中学生向け)	4月	18,000部	中学校を通じ、新中学1年生全員に配布 ◎作成過程で学校教員、子どもの意見を反映
	パンフレット (一般、高校生向け)	4月	10,000部	幼稚園、高等学校、保育園、児童会館、児童養護施設、区役所、各学校PTA、青少年育成委員
	チラシ	4月	18,000枚	小学校児童の保護者、区役所、児童会館
子どもアシストセンター	リーフレット	4月	60,000部	小学校を通じ、新小学1・4年生全員に配布、中学校を通じ、新中学1年生全員に配布、ほか高等学校、児童会館等 ◎作成過程で子どもの意見を反映
	カード	4月 9月	167,000枚	小中学校児童生徒全員、高等学校、児童会館等
	ポスター	11月 1月	3,000枚	小中高等学校、地下鉄札幌市広報掲示板、児童会館
	チラシ	随時	6,700枚	出前講座、イベント時

(2) ニュースレター

子どもの権利の理念の浸透と実践を進めるため、「子ども通信」「子どもの権利ニュース」を発行し、学校、施設や地域関係者に配布した。また、「あしすと通信」は、子どもアシストセンターの運用状況のほか、スタッフのメッセージを織り交ぜるなどの工夫を行いながら、子どもアシストセンターの周知を図っている。

名称	配布時期	作成部数	主な配布先、その他
子ども通信 (主に子ども向け)	10月 3月	各5,000部	小学校(4年生以上各クラス)、中学校(各クラス)、児童会館、区役所他 ◎中学生が自分たちの学校の取組を記事にするとともに、編集会議にも参加
子どもの権利ニュース (主に一般向け)	10月 3月	各6,400部	学校、各校PTA、民生委員児童委員、青少年育成委員、高等学校各クラス、区役所他
あしすと通信 (主に保護者向け)	7月 12月	各163,000部	小中学校児童生徒の保護者、高等学校、児童会館他

(3) 普及啓発事業「さっぽろ子どもの権利の日関連事業『子どもの輝きフェスタ』」
権利条例第 5 条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日」にちなんで、市民が広く参加できる事業を実施することにより、子どもの権利への関心を高め、理解促進の契機とする。

日時・場所	平成 22 年 11 月 20 日 (札幌エルプラザ内「札幌市男女共同参画センター」ホール ほか)
概 要	講演(講師:(有)エアーダイブ代表取締役田中宏明氏)、子ども発表会(音楽、ダンス)、子どもの体験・参加活動報告、子どもの権利啓発表彰式・作品展
来場者数	延べ 260 人
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校の協力のもと夏休み期間等に啓発作品を募集(199 点応募)し、寄せられた作品を会場に展示し、選考委員会の選考と平成 22 年度子ども議員の投票により最優秀・優秀賞に選ばれた 11 作品の表彰を行った。 ○ 冠事業を庁内公募し(17 事業)、連携して広報を実施した。

(4) 出前講座等

実施回数	106 回
説明先等	<p>校長会、PTA、子育てサロン利用者及びボランティア、児童会館職員、民生委員児童委員協議会、青少年育成委員連絡協議会、児童クラブ利用の子ども 他 『中学生から寄せられた感想』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分にある権利は他の人にも同じようにあることが分かった」 ・「子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長できるためには、子ども自身がひとり一人を認め合うことが大事」など

(5) その他

上記(1)～(4)のほか、広報さっぽろ、テレビ、ラジオ広報番組、子ども向けイベントとタイアップした啓発事業(ユニセフ・ラブウォーク、友遊キッズランド、SORA 子育てフェスティバル)やパネル展、資料提供等による広報を実施した。

2 学校教育における理解促進に向けた取組

(1) 教員研修の実施

学校において、子どもの権利の理念を生かした教育活動がより一層充実し、また、権利条例の趣旨等が子どもや保護者に正しく理解されていくためには、校長や教員が条例について十分に理解していることが求められることから、市立幼稚園・学校の新任管理職及び、一般教諭(10 年経験者等)に対する研修を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」においても説明を行った。

また、各学校における研修で活用できる資料として、平成 21 年度に、条例の基本的な考え方や実践の展開例などを掲載した「子どもの権利に関する指導の手引」を作成し、全教員に配布した。さらに、平成 22 年度には、「子どもの権利に関する教育研究協議会(平成 21 年度)」において作成した「校内における教員研修用資料(原稿付きプレゼンテーション資料)」をすべての学校に配布した。この研修用資料は、条例の趣旨を踏まえ、学校における子どもへの具体的な関わり方等について示しており、今後、「子どもの権利に関する指導の手引」と合わせ、各学校における研修で活用されるように啓発していく。

① 新任管理職研修

実施日時/対象	平成 22 年 4 月 21 日(木)…新任管理職(校長 61 名・副校長 2 名参加)
内 容	(講義)「子どもの権利を大切にした教育の推進」 ・ 講師:教)指導担当課長 新たに昇任した校長・副校長に対して、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるために、条例の趣旨を踏まえた教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

② 10 年経験者研修

実施日時/対象	平成 22 年 8 月 12 日(木) …市立学校 10 年経験者研修受講者(小中高特養対象 66 名参加)
内 容	(講義)「子どもの権利に関する指導の在り方」 ・ 講師:教)指導担当係長 校内外でこれから中心的な役割を担っていく 10 年経験者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

③ 札幌市小中学校教育課程研究協議会

実施日時/対象	平成 22 年 12 月 6 日(月)…市内中学校校長、教員(183 名参加) 平成 22 年 12 月 8 日(水)…市内小学校校長、教員(371 名参加) ※すべての市立小中学校から 1 名以上の一般教諭が参加
内 容	(説明)「学校における子どもの権利を踏まえた取組」 ・ 講師:教)指導担当課長

(2) 公開授業の実施

子どもの権利の理念を生かした社会科の授業を、小学校 1 校、中学校 1 校で公開した。

小学校の授業では、札幌市子ども議会の意義を考える活動を通して、条例の中で示された子どもの権利のうち、「参加する権利」について扱った。子どもたちは、子ども議会による提案内容から、議会の存在意義を実感するとともに、子どもが市政に参加・参画することの大切さに気付くことができた。

中学校の授業では、「子どもの権利条約」「子どもの権利条例」の学習を通して、子どもの権利を守ることで、よりよい社会の実現を目指していることに気付くことをねらいとした。子どもたちは子どもの権利条例に込められた願いについて検討し、すべての人の権利を尊重することが、社会全体の利益につながることを考えることができた。

また、ピア・サポート*の授業では、頼むときや断るときに誤解が生じ、人間関係が崩れやすいという子どもの実態をもとに、相手の気持ちや立場を尊重しながら、体験的にコミュニケーションスキルを学ぶことで、不要なトラブルを回避し、よりよい人間関係を築くことができるようになることをねらいとした。実際の授業の中で子ども同士が役割を分担し、断り方について体験を通して学ぶことができた。さらに、授業の後、日本ピア・サポート学会顧問による講義を行い、ピア・サポートの基本的な考え方や理論について研修を深めた。

*ピア・サポート: 子ども同士(仲間=peer)が互いに支え合えるような関係を作りだす仕組み

① 小学校社会科の授業公開

実施校	市立八軒西小学校
実施日時/授業	平成 22 年 12 月 17 日(金) 授業:6 年社会「憲法とわたしたちの暮らし」
内容	札幌市子ども議会の提案内容の実現状況を考える活動を通して、「参加する権利」について、参加・参画することの大切さに気付く。
参加者	学校関係(10 名)、市議会議員(1 名)、一般市民(6 名)、報道(1 名)、子ども未来局(1 名)、教育委員(3 名)、教育委員会事務局(4 名)

② 中学校社会科の授業公開

実施校	市立北野台中学校
実施日時/授業	平成 22 年 12 月 15 日(水) 授業:3 年社会公民「世界の子どもの問題」
内容	「子どもの権利条例」に込められた願いについて考えることを通して、すべての人の権利を尊重することが、社会全体の利益につながることに気付く。
参加者	学校関係(9 名)、市議会議員(1 名)、一般市民(4 名)、報道(1 名)、子ども未来局(1 名)、教育委員(1 名)、教育委員会事務局(5 名)

③ ピア・サポートの授業公開及び講義

実施校	市立元町中学校
実施日時/授業	平成 22 年 11 月 24 日(水) 授業:1 年「上手な断り方」、研修:日本ピアサポート学会顧問による講義
内容	相手の気持ちや立場を尊重しながら、体験的にコミュニケーションスキルを学ぶことで、不要なトラブルを回避し、よりよい人間関係を築くことができるようになる。
参加者	学校関係(35 名)、一般市民(4 名)、報道(1 名)、子ども未来局(1 名)、子どもの権利救済事務局(3 名)、教育委員(1 名)、教育委員会事務局(4 名)

(3) 研究協議会による研究の実施

各市立幼稚園・学校において、本条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、子どもの権利に関する教育研究協議会を設置した。

本研究協議会においては、教材の開発や指導方法の工夫等について、授業実践グループとピア・サポート実践グループに分かれ、実践的な調査研究を行うことを通して、子どもの権利の理念を生かした教育の普及・啓発を図ることとした。

研究主題	子どもの権利の理念を生かした教育に係る、教材や指導方法の工夫等に関する実践的研究
協議会の構成 と研究内容	<p>○統括…委員長:市立学校長、アドバイザー:子)子どもの権利推進担当 係長、事務局:教)指導担当</p> <p>「子どもの権利に関する教育研究協議会」を設置し、下記の内容について、グループごと研究を進める。</p> <p>A 授業実践グループ</p> <p>条例啓発パンフレット(子ども未来局作成)等を活用した、教科等の指導案づくりと公開の授業実践を行い、研究の検証を行う。研究成果を教育委員会ホームページに掲載し、普及啓発を図る。</p> <p>… 小学校教諭2名、中学校教諭1名、教)指導担当</p> <p>B ピア・サポート実践グループ</p> <p>ピア・サポートに関する研究を行うとともに、その研究を生かした実践的な研修会(公開授業と講義等)を行うことで、子ども同士が支え合うなど、よりよい学校づくりに主体的にかかわろうとする態度と技能を身に付けるための指導について普及啓発を図る。</p> <p>… 養護教諭1名、子)子どもの権利推進担当係長、教)指導担当</p>

(4) 広報活動

市役所公式ホームページに開設している「子どもの権利に関する教育」のサイトにおいて、「指導の手引き」と公開授業の指導案、資料を掲載して教員、市民向け情報提供を行うとともに、子ども未来局所管のホームページとリンクを設定し、子どもの権利に関する教員、市民向け情報提供を子ども未来局と一体となって行えるようにした。

また、「子どもの権利に関する教育研究協議会(平成21年度)」において作成した「保護者向け啓発資料(原稿付きプレゼンテーション資料)」をすべての学校に配布した。この啓発資料は、条例の趣旨を踏まえ、家庭における子どもへの具体的な関わり方等について示しており、今後、この資料が各学校のPTA研修会等で活用されるように啓発していく。

3 子どもの参加等の取組の推進

(1) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

各局区が実施している事業における、子どもの参加や子どもにわかりやすい情報発信などの実践例などの取組状況について調査を実施した。その結果、情報発信 128 事例、参加等 308 事例、合わせて延べ 436 事例が寄せられた。

これらの取組を取りまとめ、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

① 子どもに分かりやすい情報発信(128 事例)

調査結果	○ホームページによる情報提供:71 事例 ○パンフレット等による情報提供:91 事例 ○その他の情報提供:36 事例 ※複数に該当するものがあるため合計と一致しない。
主な事例	①区役所における子ども向けの情報スペース(区市民部) ・子ども向けパンフレット配架やパソコンの設置など、市政に関する子ども向けの情報スペースを区役所に設置。子どもの興味をひくよう、各区で独自の工夫 ②子どもの権利に関する推進計画 子ども向け概要版(子ども未来局子ども育成部) ・イラストを交え計画を分かりやすく説明した子ども向けの概要版資料を作成 ③子ども向け大田広域市パンフレット(総務局国際部) ・姉妹都市提携を結んだ大田広域市について、小学生向けのパンフレットを作成、市立小学校 207 校の小学 6 年生全員に配布

② 子どもの参加(308 事例)

調査結果	○市政への参加:28 事例 ・子ども向けアンケート、パブリックコメント、ワークショップ等の市政への意見反映 ○行事等への参加事例等:297 事例 ・企画や運営、準備等に関わったものなど ・当日の発表者、行事参加者として参加したものなど ※複数に該当するものがあるため合計と一致しない。
主な事例 (市政への 参加)	①子どもの権利に関する推進計画策定(子ども未来局子ども育成部) ・計画策定に際し、外国籍やフリースクール等に通う子どもと意見交換や障がいのある子どもを対象にアンケート調査を実施し、そこでの意見を計画に反映 ②地域社会福祉計画改定に伴う市民意識調査(保健福祉局総務部) ・計画の改定に伴い実施した市民意識調査について、前回実施時は 16 歳以上であった対象年齢を 13 歳以上に引き下げて実施 ③公園再整備におけるワークショップ(区土木部) ・公園の再整備に当たり、子どもを含めた近隣住民とワークショップを実施

(2) 子どもの参加の充実と支援（平成 22 年度に新たに実施したもの）

① 子どもの権利推進アドバイザー

目的	市の職員を対象に、市政における子どもの参加をはじめ、施策や取組に子どもの権利の視点を取り入れるため、専門的な見地からの指導・助言等を受けることを目的として、市が委嘱した専門家から助言等を得るもの。
アドバイザー	・薄木宏一氏(札幌市子どもの権利救済委員・弁護士) ・渡邊知樹氏(札幌学院大学人文学部こども発達学科教授)
実績	9回実施 <主な事例> ・子ども未来局が実施する事業の広報・普及に関する助言 ・各部局における子どもを対象とした事業への助言や講義 など

② 子どもサポーター養成講座

目的	主に子どもに関わる活動を行っている大人を対象に、子どもの参加を進めるためのノウハウ等を身につけることを内容とする市民向けの講座。
内容	・第1回～第4回(10月～11月の期間に2日間の日程の講座を4回実施) NPO関係者や子どもの活動に関わる関係団体の職員を講師として、子ども参加の事例や子どもとのコミュニケーションについての講義や子どもの参加活動を体験したり、子ども向け事業を企画する市民向けの演習を実施。 ・第5回(3月に第1回から4回までの受講者を対象とした修了講座を開催) 市民活動に実際に携わっている有識者を講師に、講座では、地域で支援を必要とする子どもたちの実態などに関する講義のほか、子どもを支援する活動について、課題や方法をグループで話し合う演習を実施。
実績	延べ 66 名が受講

③ 子どもの参加の手引きの作成

対象	内容
職員向け	職員向け「市政における子どもに対する情報発信と子どもの参加を進めるためのガイドライン＆手引き」を作成し、庁内に周知し、活用の働きかけを行った。
市民向け	地域での子ども参加を進める市民向け「子どもの参加ガイドライン」について、原案を作成した。

④ 市民自治チェックリストの改定（子どもに関するチェック項目の導入）

目的	市の業務において子どもの視点を確認するため。
内容	市民自治チェックリストの改定に併せ、子どもに配慮した情報提供及び子どもの参加に関するチェック項目を新たに導入した。

(3) 子どもの意見を反映した施設づくり(児童会館・ミニ児童会館子ども運営委員会)

札幌市にあるすべての児童会館・ミニ児童会館では、「子ども運営委員会」を設置し、子どもたち自身が、利用に当たってのルールづくりや行事の企画運営などを行っている。

こうした取組や、地域との交流事業、他館との交流を通じ、子どもが自分たちの居場所やまちづくりについて実践する機会となっている。

趣旨 目的	子どもたちが、児童会館の運営等に参加し、自分たちの意見を反映できる仕組みを通じて主体的に関わることにより、子どもたちの児童会館への愛着を深めるとともに、地域活動への関心を育む。
委員会数	164 委員会 ※平成 22 年度末 児童会館 104 館、ミニ児童会館 60 館
活動内容	<p>【代表委員の構成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は小学生を中心として構成し、会館によって委員の人数は異なる。 ・会館によっては委員ではないが中・高校生がサポートしている委員会もある。 <p>【定期活動】</p> <p>各委員会で決定(週に 1 回、月に 1 回など)</p> <p>【主な活動の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育室の利用の時間割の設定 ・遊びのルールについての話し合い ・行事などの企画と運営 ・利用者の子どもからの意見に対する回答
具体的な 取組事例 及び運営に おける課題	<p>【具体的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会館利用上の課題となっている、ゲーム機器やカードゲーム等の持ち込み等について、多様な意見や希望がある中で、代表委員だけではなく来館児童へのアンケートの実施や意見を基に利用する子どもたちと一緒に考え、ルールづくりを行っている。 ・地域の福祉施設の利用者と日常的に交流を行っており、その際に、歌やダンスを披露するために、日ごろから練習に取り組み意欲的に活動している。 ・各区で取り組んでいる合同行事では、コーナーの企画や運営等に積極的に携わり、事業を盛り上げ、市民に児童会館を広く PR することに一役かっている。 <p>【運営に当たっての大人の関わり方についての課題】</p> <p>限られた知識や経験の子どもに対し、自由な発想と意見表明が行える場づくりや自分たちの思いや夢を形にしていくことの楽しさを実感できる環境を整え、意欲的に継続して参加していくことができるような関わり方を工夫していくこと。</p>

4 権利の保障の仕組みづくり

(1) 子どもの権利委員会の運営

条例に基づく附属機関として平成 21 年 11 月に設置し、高校生 3 人を含む 14 人に委員を委嘱した。同委員会においては、子どもの権利に関する推進計画のあり方について諮問し、平成 22 年 10 月に答申を得た。

目的	子どもの権利条例第47条に基づき、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証することを目的とする。
設置日	平成21年11月30日
委員数	14人（公募委員：大人3人、高校生3人含む）※就任時点
委員長	千葉 卓（北海学園大学法学部教授）
委員の分野	学識経験者、学校関係者（小・中校長会）、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者（民生委員児童委員）、公募委員 ※ 就任時点
審議経過	<p><平成21年度></p> <p>平成21年11月から平成22年2月までに合計3回の委員会を開催。主な議事として、子どもの権利に関する施策実施状況調査や子どもに関する実態意識調査について審議を行った。</p> <p>（諮問）子どもの権利に関する推進計画のあり方について（平成21年11月）</p> <p><平成22年度></p> <p>平成22年4月から平成23年2月までに合計8回の委員会と1回の意見交換会を開催。主な議事として、子どもの権利救済機関運営状況、条例に基づく平成21年度の取組状況や推進計画の内容について審議を行った。</p> <p>（答申）子どもの権利に関する推進計画のあり方について（平成22年10月）</p>

（2）子どもの権利に関する推進計画の策定

① 計画の概要

権利条例第46条に基づき、同条例の理念の実現に向け、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画。

計画期間は、平成23年度から平成26年度。

② 策定経過

平成21年11月に子どもの権利委員会に対して計画のあり方について諮問、平成22年10月に同委員会から札幌市長あてに答申書が手交。

同年12月に答申を踏まえた素案を公表し、市民から意見の募集を行ったところ、319名（大人47人（団体3含む。）、子ども272人）、486件（大人117件、子ども369件）の意見が寄せられ、それらを踏まえて平成23年3月に計画を策定、公表した。

答申や計画の素案策定に当たり、学校や施設を訪問し、子どもの権利や学校・地域での活動に関することなどについて、子どもと意見交換を行った。答申や素案策定以降も、その内容の報告や、それを踏まえた意見交換を実施。（計10回）

③ 基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

④ 基本目標

- ・基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進
- ・基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり
- ・基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済
- ・基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上

⑤ 子どもとの意見交換等

○ 北海道札幌平岸高等学校(学校運営等に参加する高校生)

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自分の権利を主張できる機会は少なく、そのような場があるとよい。 ・学校祭などの企画運営を仲間と協力して行うこと、意見を主張できる場所があることなどが魅力。 	<p>基本目標1 基本施策2 「子どもの参加の機会の充実と支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども運営委員会」の設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進める ・「子ども企画委員会」の設置などによる市政における子どもの参加の促進

○ 札幌市立北九条小学校(外国籍の児童を含む子ども)

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・考えがあつても、周りから間違いを指摘・批判されたりするのではと心配して、意見を言いにくく感じることがある。 	<p>基本目標1 基本施策1 「子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して意見表明できる雰囲気づくりとそれを支える大人の理解を進めていく
<ul style="list-style-type: none"> ・大人から「お前」と呼ばれる、親から兄弟姉妹と比較されると嫌な気分になる。 	<p>基本目標4 基本施策2 「子どもの権利に関する学びの支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに直接関わる大人が、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう取組を進める

○ フリースクールなど民間施設に通う子ども

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・授業料が高いので毎日は通えない。市で負担してもらいたい。 ・情報を得るのが非常に難しいため、市で紹介してほしい。 	<p>基本目標2 基本施策1 「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールなど民間施設との連携 ・フリースクールなど民間施設に対する支援のあり方の検討及び対策の推進

○ 北海道朝鮮初中高級学校(外国籍の子ども)

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・国籍による差別を受けていると感じる。 ・自分たちのことを知ってもらいたいし、教えていくのも自分たちの役目だと思う。 	<p>基本目標3 基本施策2 「権利侵害を起こさない環境づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や学びの機会を充実

○ 平成21年度札幌市子ども議会子ども議員

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットなどは内容に興味がわかないでの、広報物を見る解決策は、アニメなどのDVDを作成し、親しみやすくしたり、小学生(低・高学年)、中学生、高校生で内容・伝え方を変える。 	<p>基本目標4 基本施策1 「子どもの権利に関する広報普及」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長・発達段階や相手方に応じた広報・普及活動の工夫

○ 障がいのある子どもへのアンケート調査(「子どもに関する実態・意識調査」を基に実施)

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・周りの人からじろじろ見られて嫌な気持ちになった。 ・自分や自分の障がいのことにについて周りの人があまり理解してくれない。 	<p>基本目標3 基本施策2 「権利侵害を起こさない環境づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や学びの機会を充実

5 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

条例第 33 条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関として、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを、基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動を行っている。

相談件数等について大きな変動はないが、幅広く子どもや保護者の声に耳を傾けるとともに、問題解決に向け、相談の段階から公的第三者として積極的に関わる調整活動についても実績を積み重ねつつあり、救済機関としての一定の役割を果たしているものと考える。

目的	子どもの権利条例第 33 条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ることを目的とする。
設置日	平成 21 年 4 月 1 日
場所	中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階
運営体制	[委員等]救済委員 2 名(臨床心理士、弁護士)、調査員 3 名、相談員 7 名 [事務局] 4 名(うち、子どもの権利救済事務局長は子ども育成部長兼務)
相談時間帯	(月～金) 午前 10 時から夜 8 時まで (土) 午前 10 時から午後 3 時まで
相談状況等 (※詳細別紙 のとおり)	[相談件数] (延べ件数) 3,788 件(前年度より 6.1% 増) (実件数) 1,171 件(前年度より 8.4% 減) [相談時の調整活動] (件数等) 42 件(202 回) (調査・調整先) 学校 21 件、児童相談所 11 件(うち、虐待通報 7 件)、 その他 10 件 [救済申立件数] 1 件
普及啓発 活動 ※「1. 広報普 及活動」の再掲	① リーフレット、カードの配布(小中学校児童生徒ほか) ② PRポスター(学校、地下鉄駅広報掲示板) ③ あしすと出前講座(大人対象)、あしすと子ども出前講座(子ども対象) ④ あしすと通信の発行(小中学校児童生徒の保護者、高等学校 ほか)
相談機関等 との 連携体制	子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図っていくためには、行政機関だけでなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となる。 相互のスムーズな連携協力が図られるよう、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民 17 機関が参加)」を開催している。

III 今後の取組の方向性について（「子どもの権利に関する推進計画」に基づく主な取組）

平成 22 年度に策定した推進計画に基づき、基本目標ごとに掲げる事業等を着実に実行し、子どもの権利の保障をより一層進める。

1 基本目標 1 「子どもの意見表明・参加の促進」

区分	項目	内容等
新規	子ども運営委員会・子ども企画委員会	主に子どもが多く利用する施設における「子ども運営委員会」や市政における「子ども企画委員会」の設置等を進め、子どもの参加の推進を図る。(関係部局)
新規	プレーパーク事業	公園等を活用した、地域における子どもの自由な遊び場づくり活動である、プレーパーク事業を推進するなど、地域での多様な体験機会の充実を図る。(子ども未来局)
充実	市民向け子どもの参加の手引き	市民向けの手引きを作成し、地域関係者に配布、周知を図るほか、出前講座での配布など、活用を図る。(子ども未来局)
充実	子どもの権利推進アドバイザー	市職員の意識の啓発を進め、市政における子どもの参加をより一層進める(20回程度実施予定)。(子ども未来局)
充実	子どもサポーター養成講座	平成 22 年度の講座修了者に協力をいただき、地域における子どもの参加の推進を図る(受講者数延べ 80 名程度を予定)。(子ども未来局)

2 基本目標 2 「子どもを受け止め、育む環境づくり」

区分	項目	内容等
新規	フリースクールなど民間施設との連携	フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を検討し、子どもが安心して過ごすことができるよう、必要となる対策を進める。(子ども未来局・教育委員会)
新規	「児童相談体制強化プラン」に基づく取組	現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築する。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進める。(子ども未来局)
新規	プレーパーク事業(再掲)	公園等を活用した、地域における子どもの自由な遊び場づくり活動である、プレーパーク事業を推進するなど、地域での多様な体験機会の充実を図る。(子ども未来局)
充実	青少年健全育成の取組	青少年育成委員会事業等について、関係機関、団体との情報共有を通し、より一層の連携強化を図る。(子ども未来局)

3 基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」

区分	項目	内容等
新規	「児童相談体制強化プラン」に基づく取組(再掲)	現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築する。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進める。(子ども未来局)
新規	「(仮称)オレンジリボン協力員制度」	「(仮称)オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や地域団体に参加してもらい、児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期す。(子ども未来局)
充実	子どもアシストセンターの運営	子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、広報活動に取り組む。子どもが相談しやすい体制の維持や関係機関との円滑な連携強化を図る。(子ども未来局)
充実	いじめ対策 関連事業	24時間いじめ電話相談を少年相談室等において実施するとともに、相談内容について、学校や関係機関等との円滑な連携による迅速な解決を図る。(教育委員会)

4 基本目標 4「子どもの権利を大切にする意識の向上」

区分	項目	内容等
新規	子ども向け啓発資料の作成	・幼児・小学校低学年向けに子どもの権利についての啓発資料を作成する。(子ども未来局) ・パワーポイントを活用した視聴覚資料(5分程度の映像資料。子どもの活動を促す内容)などを作成・配布し、授業等での活用を図る。(教育委員会)
新規	出前授業	市内の小・中学生を訪問し、子どもの権利について職員等が分かりやすい授業を行う「出前授業」を実施する。(子ども未来局)
充実	中学校教育課程編成の手引	昨年度作成した「小学校教育課程編成の手引」と同様に、本年度作成する「中学校教育課程編成の手引」においても、子どもの権利に関わる指導を各教科等の教育課程に位置付ける。(教育委員会)
充実	公開授業	学級での話合い活動や児童会・生徒会による活動など、学校における子ども参加に関わる教材の開発や授業公開により条例の普及啓発を図る。(教育委員会)
充実	教員研修	子どもの権利を生かした指導の在り方についての研修(新任管理職、教員対象)を行うほか、研修会(ピア・サポートの事例検討等)を行い、子ども同士が互いに支え合う態度と技能について学ぶことができるようとする。(教育委員会)
充実	校内研修	平成22年度に全市立幼稚園・学校に配布した校内研修用資料(原稿付きプレゼンテーション資料)の活用を促し、校内研修の充実を図る。(教育委員会)